

# 沖縄県立芸術大学研究倫理審査委員会運営要領

令和4年7月8日

沖芸大要領第19号

(目的)

**第1条** 沖縄県立芸術大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要事項を定める。

(審査)

**第2条** 委員会は、委員会規程第2条第1項第2号について次のとおり研究者の申請に基づき審査を行う。ただし、委員会が必要と認めるときは、研究者から申請のない場合でも審査の対象とする。

(1) 審査対象

本学の教員、学生が実施する人間を対象とする次の研究等とする。

ア 研究の対象となる個人又は家族の身体的・心理的影響を伴う研究

イ 発表される研究結果から対象者の名前が特定できる研究

ウ 本学の学生を対象とした研究

エ その他、委員会が必要と認める研究

(2) 申請者

申請者は次のとおりとする。なお、共同研究の場合には、研究責任者が代表して申請する。

ア 本学教員（教授、准教授、講師、助教及び助手を含む。）

イ 大学院生（研究指導教員の了解を得て研究者本人が申請する。）

ウ 学部学生については、これを指導する教員

エ その他、委員会が必要と認める者

(3) 申請方法

ア 申請者：審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書（別紙様式第1号）に必要事項を記入し、研究計画書（同意書、調査書）を添えて委員長に提出する。

イ 申請時期：当該研究を開始または公表する1ヶ月前までに申請する。

(4) 審査の方法

ア 委員長は、審査申請書受理後、速やかに委員会を招集し審査を開始する。

イ 委員会は、書面審査を原則とし、必要に応じて申請者から研究内容について聴取することができる。また、申請者が大学院生の場合は、当該申請者の指導教員からも聴取することができる。

(5) 審査の内容

ア 対象者の人権の擁護

イ 対象者に理解を求め、同意を得る方法

ウ 対象者の不利益及び危険性の予測

エ その他、委員会の目的を達成するための審査

(6) 審査結果の通知

委員長は審査終了後、速やかに倫理審査結果通知書（別紙様式第2号）で申請者に通知する。審査の判定は次に掲げる表示による。

- ア 承認
- イ 条件付承認
- ウ 変更の勧告
- エ 不承認
- オ 非該当

(7) 再申請

審査の結果、承認が得られなかった場合、当該申請者は変更した研究計画書を添えて再審査申請書（別紙様式第3号）で再申請することができる。

(8) 異議申し立て

申請者は、審査の結果に異議のあるときは、審査結果通知書の受理後10日以内に異議申立書（別紙様式第4号）を提出して、再審査を求めることができる。

(9) 倫理審査証明書

研究に関わる論文等の発表または研究助成申請のための倫理審査証明書（別紙様式第5号）が必要な者は、倫理審査証明請求書（別紙様式第6号）を学長に提出しなければならない。

倫理審査証明請求があった場合、学長は、速やかに倫理審査証明書を発行するものとする。

(10) 完了報告

審査を経た研究を完了したときは、研究者は速やかに研究等の完了報告書（別紙様式第7号）を委員長に提出しなければならない。

(11) 中止報告

審査を経た研究を中止したときは、研究者は速やかに研究等の中止報告書（別紙様式第8号）を委員長に提出しなければならない。

（迅速審査）

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について、委員長が必要と認めたときは、迅速審査を行うことができる。迅速審査は、委員による書面審査とし、委員会は招集しない。

(1) 次に定める研究計画の軽微な変更に関する審査

- ア 実施期間の延長
- イ 実施責任者、担当者の変更・追加
- ウ 実施方法の変更
- エ その他、これらに準ずる変更

(2) 他の研究機関と協働した実施される研究等であって、既に当該研究等の全体について共同研究機関において研究倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(3) その他、委員会において承認されている研究等に準じて、類型化されている研究等の審査

（会議）

**第4条** 委員会の議事は、出席した議員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

- 2 審査対象となる研究に関わる委員は出席させないものとし、その数は、構成員から除く。
- 3 委員会が必要と認めた場合は、研究の実施責任者又は第三者を出席させ、申請の内容についての説明または意見を聴くことができる。
- 4 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(公表)

**第5条** 前条第4項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究等に関わる部分については、その研究実施責任者の同意を得るものとする。

(雑則)

**第6条** この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この要領は、令和4年7月8日から施行する。